

厚生労働省 三重労働局発表
令和7年5月30日(金)8時30分解禁

令和7年5月30日（金）

【照会先】

三重労働局労働基準部監督課

課長 宮内 一 寿

主任地方労働基準監察監督官 小 西 勲

電話 059-226-2106

三重労働局職業安定部職業対策課

課長 横田 由 美

課長補佐 山 本 佳 弘

外国人雇用対策担当官 森 友 美

報道関係者各位

**6月は「外国人雇用啓発月間」です
「知って、守って、みんなで活躍 ～外国人雇用はルールを守って適正に～」が
今年の標語です**

厚生労働省は、6月1日からの1か月間を「外国人雇用啓発月間」とし、「知って、守って、みんなで活躍 ～外国人雇用はルールを守って適正に～」を今年の標語に、適正な外国人雇用に関する積極的な周知・啓発活動を行います。

外国人労働者の就労状況を見ると、日系人等の身分に基づく在留資格を有するものは、派遣・請負の就労形態での雇用が多く、雇用が不安定な場合や、労働・社会保険関係法令が遵守されていない事例などが見られます。

このような状況を受け、現在、政府は一丸となって外国人材の受入れ・共生のための取組みを推進しており、外国人の雇用についてさまざまな対策を実施しています。

三重労働局では、この月間を通して、事業主団体などの協力のもと、事業主を対象に労働条件などルールに則った外国人の雇用や外国人労働者の雇用維持・再就職援助などについて積極的な周知・啓発活動を行っていきます。

「外国人雇用啓発月間」概要

1 実施期間

令和7年6月1日（日）から6月30日（月）までの1か月間

2 主な内容

（1）ポスター・パンフレットの作成・配布

「外国人雇用啓発月間」のポスターを、ハローワークなどに掲示します。また、パンフレットなどを関係機関や事業主団体を通じて事業主などへ配布します。

（2）事業主団体などを通じた周知・啓発、協力要請

三重労働局、労働基準監督署、ハローワークは、事業主団体などに対し、適正な外国人雇用に関する積極的な周知・啓発を行うよう協力要請を行います。

特に、外国人の雇入れと離職の際にすべての事業主に義務付けている「外国人雇用状況」の届出が一層徹底されるよう、事業主への周知に努めます。

（3）各種会合における事業主などに対する周知・啓発

三重労働局、ハローワークは、この月間中に「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」（外国人雇用管理指針）などについて、事業主が集まる会合において関係資料の配布や助成措置の周知・啓発に努めます。

（4）個々の事業主などに対する周知・啓発、指導

- ・ 三重労働局、労働基準監督署、ハローワークは、事業主などに対し、さまざまな機会を利用して外国人の雇用・労働条件・安全衛生に関する取扱いの基本ルールについて、情報提供や積極的な周知・啓発、指導を行います。
- ・ 労働基準監督署では、外国人労働者を雇用する事業者に対し、外国人労働者が教育内容を理解できる方法による雇入れ時教育等安全衛生教育の実施を指導します。この際、厚生労働省作成の多言語による教育教材等について、リーフレットを配布するなどにより、広く周知を行います。
- ・ ハローワークでは、外国人雇用管理指針に基づき、外国人労働者の雇用管理改善指導などを積極的に実施します。

（5）特定技能外国人の受入れに関する事業主への助言・指導等

- ・ ハローワークでは、外国人雇用管理指針に基づき、事業主に対し、特定技能外国人の受入れや雇用管理に関する助言・指導などを行います。また、特定技能での就労を希望する留学生や外国人求職者に対する職業紹介に資するため、さまざまな機会を利用し、求人開拓などを実施します。
- ・ 労働基準監督署では、労働基準関係法令違反が疑われる特定技能外国人受入事業主等に対して監督指導を実施し、違反が認められた場合にはその是正に向けて指導を行い、悪質な事業主等に対しては、送検を行うなど厳正に対処します。また、労働基準監督機関と出入国在留管理機関との間に設けた相互通報制度の適切な運用に努めます。
- ・ 労働基準関係法令違反に関連して特定技能外国人に対する人権侵害が疑われる事案については出入国在留管理機関との合同監督・調査を行い、違反が認められ、かつ、悪質性が認められるものなどについては送検を行うなど、厳正に対処します。

(6) 技能実習生の受入れに関する事業主などへの周知・啓発、指導

- ・三重労働局、労働基準監督署、ハローワークは、技能実習制度に基づいて技能実習生を受け入れている事業主および監理団体に対し、あらゆる機会を通じて周知・啓発、指導を行います。
- ・外国人技能実習機構を始めとする関係機関と連携を図り、技能実習生についても、外国人雇用の基本ルールの遵守が求められることや、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法などの労働関係法令が適用されることについて周知・啓発を行います。
- ・実習先から失踪した技能実習生が実習先以外で就労する場合を含め、出入国在留管理庁から認められた範囲を超えて就労するなどの不法就労活動をさせた事業主は、「出入国管理及び難民認定法」に違反します。この件については、出入国在留管理庁作成の不法就労防止に関するリーフレットの配布を通じ、周知・啓発を行うとともに、妊娠や出産を理由に不利益な取扱いを受けることのないよう、周知・啓発を行います。
- ・不適切な解雇などの予防に関する周知・啓発および指導を行うほか、ハローワークでは、関係機関の協力などにより、「外国人雇用状況の届出」を提出していない事業主を把握した場合には、厳格に指導を行います。
- ・労働基準監督署では、労働基準関係法令違反が疑われる技能実習生受け入れ事業主等に対して監督指導を実施し、違反が認められた場合にはその是正に向けて指導を行い、悪質な事業主等に対しては、送検を行うなど厳正に対処します。また、労働基準監督機関と外国人技能実習機構との間に設けた相互通報制度の適切な運用に努めます。
- ・労働基準関係法令違反に関連して技能実習生に対する労働搾取目的の人身取引が疑われる事案については外国人技能実習機構との合同監督・調査を行い、違反が認められ、かつ、悪質性が認められるものなどについては送検を行うなど、厳正に対処します。

(7) 留学生就職支援窓口等の周知

下記の2か所のハローワークに設置している「留学生コーナー」で、それぞれの専門性を活かした留学生の就職支援を行っていること、又県内6か所のハローワークに設置している「外国人雇用サービスコーナー」に通訳を配置し就職支援を行っていることを周知します。

また、求職者が仕事の探し方等について相談できる「ハローワークコールセンター（多言語窓口）」や、全国のハローワークの窓口で利用可能な電話通訳サービス「多言語コンタクトセンター」を活用した多言語対応による外国人求職者の職業相談ができることを周知します。

【留学生コーナー】

みえ新卒応援ハローワーク 電話番号 059-229-9591

ハローワーク四日市 電話番号 059-353-5566

【通訳配置安定所一覧】（令和7年4月1日現在）

設置所	対応言語	配置曜日	配置時間	電話番号
四日市所	ポルトガル語	月～木	(9:00-12:00、13:00-16:00)	059-353-5566
		金	(9:30-12:00、13:00-17:00)	
津所	ポルトガル語	月～金	(9:00-12:00)	059-228-9161
		木	(13:00-16:30)	
	英語 タガログ語	火、水、金	(9:00-12:00、13:00-16:00)	
松阪所	ポルトガル語	水	(9:30-11:30)	0598-51-0860
	タガログ語	月、水、金	(9:00-12:00、13:00-17:00)	
桑名所	ポルトガル語	月、火	(10:00-12:00、13:00-15:00)	0594-22-5141
		火、水、木	(10:00-12:00、13:00-17:00)	
	ポルトガル語 スペイン語	水、金	(10:00-12:00、13:00-16:00)	
		木	(10:00-12:00、13:00-16:30)	
伊賀所	ポルトガル語 スペイン語 英語	月～水	(9:00-12:00、13:00-16:30)	0595-21-3221
鈴鹿所	ポルトガル語 スペイン語	月～金	(8:30-17:15)	059-382-8609

【ハローワークコールセンター（多言語窓口）】（委託事業）

言語	開設曜日	開設時間	電話番号
英語	月～土	●平日（月～金） 午前8時30分～午後6時 ●土曜 午前10時～午後5時	0800-919-2901
中国語			0800-919-2902
韓国語			0800-919-2903
ポルトガル語			0800-919-2904
スペイン語			0800-919-2905
タイ語			0800-919-2906
タガログ語			0800-919-2907
ベトナム語			0800-919-2908
ネパール語			0800-919-2909
インドネシア語			0800-919-2910

※ 開設日は、日曜・祝日・12月29日～1月3日を除きます。

※ 通話料は、発信者負担となります。

※ 相談時間や相談曜日などを一時的に変更する場合があります。

(8) 労働条件などの相談窓口の周知

外国人労働者の方からの相談に的確に対応するため、「外国人労働者向け相談ダイヤル」などで、13言語（英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、ミャンマー語、ネパール語、韓国語、タイ語、インドネシア語、カンボジア語（クメール語）、モンゴル語）により、労働条件などの相談を受け付けていることを周知します。

また、三重労働局・労働基準監督署に併設されている「総合労働相談コーナー」で、職場におけるハラスメントや解雇などのトラブルに関する多言語（英語・ポルトガル語・スペイン語）での相談を受け付けていることを周知します。

【外国人労働者向け相談ダイヤル】

言語	開設曜日	開設時間	電話番号
英語	月～金	午前10時～午後3時 (正午～午後1時は除く)	0570-001-701
中国語			0570-001-702
ポルトガル語			0570-001-703
スペイン語			0570-001-704
タガログ語			0570-001-705
ベトナム語			0570-001-706
ミャンマー語	金		0570-001-707
ネパール語	月～木		0570-001-708
韓国語	木、金		0570-001-709
タイ語	木		0570-001-712
インドネシア語	火		0570-001-715
カンボジア語 (クメール語)	水		0570-001-716
モンゴル語	金		0570-001-718

※ 開設日は、祝日、12月29日～1月3日を除きます。

※ 通話料は、発信者負担となります。

※ 相談時間や相談曜日などを一時的に変更する場合があります。

【労働条件相談ほっとライン】（委託事業）

言語	開設曜日	開設時間	電話番号
日本語	月～日 (毎日)	●平日（月～金） 午後 5 時～午後 10 時 ●土日・祝日 午前 9 時～午後 9 時	0120－811－610
英語			0120－531－401
中国語			0120－531－402
ポルトガル語	月～土		0120－531－403
スペイン語	木、金、土		0120－531－404
タガログ語	火、水、土		0120－531－405
ベトナム語	火、水、金～日		0120－531－406
ミャンマー語	水、日		0120－531－407
ネパール語			0120－531－408
韓国語	木、日		0120－613－801
タイ語			0120－613－802
インドネシア語			0120－613－803
カンボジア語 (クメール語)	月、土		0120－613－804
モンゴル語			0120－613－805

※ 開設日は、12月29日～1月3日を除きます。

※ ウェブサイト <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>

（参考）URL

- ① 「外国人の方に人事・労務を説明する際にお困りではないですか？」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/tagengoyo_ugosyu.html
- ② 「高度外国人材にとって魅力ある就労環境を整備するために～雇用管理改善に役立つ好事例集～」
<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11655000-Shokugyouanteikyokuhakenyukiroudoutaisakubu-Gaikokujinkoyoutaisakuka/486174.pdf>
- ③ 「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09808.html
- ④ 「外国人留学生の国内就職支援研修モデルカリキュラム」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18404.html